

平成28年2月4日

各位

小 浜 市

「平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特別措置について

このことについて、下記のとおり特別措置の対応を行うので通知する。

記

1、措置の内容

平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、2に定める工事の受注は、小浜市工事請負契約約款第54条に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

2、具体的な取扱い

- (1) 平成28年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して設計額を積算しているものについては、次の方式により算出された請負金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価および当初契約時点の物価（※）により積算された設計額

※当初契約時点における適用単価期の資材単価とする。

k ：当社契約の請負率

- (2) 平成28年1月31日以前に契約を締結した工事のうち、同日に於いて工期の始期が到来していないものについては、「賃金の変動に対する工事請負契約約款第25条第3項の運用について」の規定を準用するものとする。